

川崎市長 福田 紀彦 様

川崎市育成会手をむすぶ親の会  
会 長 美和 とよみ

## 川崎市育成会手をむすぶ親の会 施策要望について

日頃より、知的障害者福祉にご理解とご尽力賜り、厚く御礼申し上げます。

私たちは、知的障害のある人を持つ家族の会として、障害のある人たちが地域において、障害の程度にかかわらず、各ライフステージに応じた適切な支援のもと、安心して豊かな暮らしが実現できることを願って運動を進めています。

福祉サービスも充実してきています。それらを利用して生活に活かしていくことが、今の生活を豊かにし、将来の暮らしへの不安を減少させることにつながると思います。それには個々のニーズに合った支援計画を立てていくことが必要です。

また、「親の支援なき後」のことを考える際には、相談支援体制の充実が欠かせません。「子どもを安心して託せる」それが私たち親の一番の願いです。人材不足ですべての障害者が計画相談を受けることが出来ていませんが、相談支援事業が充実して、相談専門員さんとライフプランを作成する、本人にかかわっている人たちがチームで支援する、そのような日が一日でも早く実現することを願っています。

我々の子どもには多くの人々のサポートが必要です。要望事項を話し合っていると、すべての要望が人材不足ということにつながります。人材が不足するということは、地域で安心して暮らすための支援体制が整わないこととなります。生活介護事業所の送迎サービスについても、当然ですが人材不足が理由として挙げられています。親の時間的負担、体力的負担、それに金銭的負担も大きく、特に早期に解決していただきたいです。

現在、コロナウイルスワクチンの接種について心配しています。川崎市としての方針が全く見えてきません。高齢者や基礎疾患のある人の接種を奨励するならば、障害のある人を含め、負担金の軽減をお願いします。

他にも、単年度に留まらない事項も多々ありますが、よろしく願いいたします。

# 令和7年度の施策要望（項目毎）

## 1. 新型コロナウイルスワクチン予防接種の助成について

新型コロナウイルスが5類に変わり、予防接種はインフルエンザ同様個人負担での任意接種となりましたが、感染者は時期を関係なく増加しています。実費での接種のためおおよそ15,000円前後と聞いています。国は10月1日に始まる定期接種で、65歳以上の高齢者と60歳から64歳の基礎疾患保有者には助成を始め7,000円くらいにするとのことですが、その年齢に達していない人たちは実費となります。障害基礎年金を主な収入源としている障害者にとっては、7,000円でも決して少ない負担額ではなく接種意欲が損なわれます。

6月7日付の神奈川新聞に於いて、愛川町では1,500円、厚木市・清川村では2,100円ですむよう自治体が助成するという記事が載っていました。ほかの自治体ができるのなら川崎市もと、期待しています。

基礎疾患のある人のワクチン接種への負担金助成をお願いします。

## 2. 人材の確保と育成について

障害者が地域で生活するには多くの支援が必要です。親の支援なき後を考えますとより多くの支援者が必要になりますが、現在は余暇支援などサービスの利用がほとんどできない状態です。

入所施設を始め、通所施設の職員・グループホームの世話人・ヘルパーなどは、要望のほとんどの部分にかかわりがある方々です。人材不足で余裕のない支援は、福祉の低下につながっていきます。人材の確保と知的障害を理解し、障害者に寄り添えるよう人材育成を引き続きお願いします。また、福祉で働く環境を整えて、多くの方が働き続けられる職場であることも重要であると考えます。

新規就労者の家賃補助については評価します。「奨学金変換支援（代理返還）制度」の利用を進めることも考えていただきたいと思います。

人材育成の充実のため行う数々の研修においても福祉サービスに精通するような研修になるようお願いします。

## 3. 生活介護事業所における送迎の整備について

生活介護事業で、送迎の対応のない事業所があります。通所当初は自主通所が出来た方も、障害の程度が重くなったり、年齢を重ねることで通所が困難になったりします。移動支援を利用している方もいますが、自己負担金が発生してしまいます。また、親が送迎している場合、親の高齢化で、いつまで続けられるのかと不安になっています。各事業所において、送迎サービスがスムーズに行えるよう行政支援の充実をお願いします。

自己負担金が多額になり将来の不安に繋がっています。負担金の助成をお願いします。

また、新しく開所した事業所でも、送迎車がない、駐車場がない、運転手がないとのことで、送迎サービスがないために通所者の定員割れとなっています。計画的に建設した

施設であっても宝の持ち腐れと言わざるを得ないと思います。

## 4. 相談支援事業の充実

障害児者や家族の将来的なことを考えると、個々の状況を把握している相談支援員と繋がり、寄り添った支援をしてもらえることはとても大切です。しかし、現実には相談支援員の人材不足から、多くの利用者に対してセルフプランへの移行が実施されています。親亡き後も障害者が地域で安心して暮らしていくために、相談支援員の拡充と事業の充実に要望します。

必要な方を重点的にと計画相談が進められていますが、全体としてのパーセンテージが伸びていないように思います。計画相談支援が十分に確保された段階とはいつ頃になるのか。見通しを立てた計画の遂行をお願いします。

成年後見制度の見直しが行われています。必要な時に制度を利用するという事になると聞いています。そのようになった時には、ますます計画相談が必要になります。

## 5. 災害時の支援

### (1) 災害時個別避難計画について

水害や土砂災害、地震などで被災した際、障害者の安否確認のための体制作りをお願いします。また、各々の通所施設において、施設にいるとき、自宅にいるときなどいろいろなパターンを想定した実効性のある災害時個別避難計画作成をお願いします。

### (2) 一次避難所における障害者への配慮と二次避難所のあり方

避難所の運営については、避難所運営会議に任されているようで、避難所によって対応が違います。運営に差が出ないよう、避難所運営マニュアルに沿った運営がなされることを要望します。

二次避難所確保については進められているようですが、障害者ひとり一人にあらかじめ紹介できる仕組みの構築をお願いします。行政や障害者施設も被災することを考えると難しい面もありますが、短期間での環境変化など、移動自体が難しい場合も多いと想定されます。重度障害者がいち早く二次避難所へ移動できるようお願いします。

### (3) 「被災世帯登録票」の周知徹底

避難所での生活が難しく在宅避難を選択した場合、「被災世帯登録票」を記入して一次避難所に提出すると、在宅でも避難者用物資が提供されると聞いています。しかし、実際は支援側の方にもあまり周知されていない状況です。

「被災世帯登録票」についての周知を徹底するとともに、避難所以外で過ごす場合の指針（避難所登録や食事提供などについて）も、明確にさせていただけると安心です。

## 6. 住まいの整備（グループホームや単身者住居）

### (1) グループホームの計画的整備の推進（継続）

グループホーム全体の約6割が北部地区で占められています。住み慣れた場所で生

活できるように地域差を緩和する必要があるにも拘らず、現状はなかなか改善されません。引き続き、地域バランスを考えた必要量の整備をお願いします。

南部地域の「わーくす大島」の跡地や「かざぐるま」の跡地など、現在不足している重度障害者対応のグループホームのような福祉施設として活用されることを要望します。

#### (2) 市営住宅の障害者グループホームとしての積極的な活用（継続）

障害基礎年金を基本に生活する場合、家賃支出が占める割合が大きいです。このことから、市営住宅を障害者グループホームとして積極的に活用していただくことを要望するものです。市営住宅建替え時には計画段階からグループホーム仕様の設計をお願いします。（まちづくり局に関連する要望項目）

#### (3) 365日個々に必要な支援

現在も多くのグループホームでは、週末は自宅へ帰るよう施設側から求められたり、病院への付き添いに家族への対応を求められることも多いようです。障害者が地域で安心した暮らしができるよう、必要に応じてグループホーム内で昼間の活動、夜間・休日対応ができる支援員の配置、日中支援加算などの充実とともに川崎市での独自加算も必要です。また、個々のニーズに合った支援が求められます。

#### (4) 単身者向け住宅への支援

グループホームからの独立など一人暮らしを希望する人も増えてきています。日常生活のちょっとしたことを相談できるサービス付き住居の建設をお願いします。

#### (5) グループホーム家賃補助について

川崎市に於いては27,000円の家賃補助があることは大変うれしいことです。居住特例で県内のグループホームに居住した場合は補助金が支給されます。しかし、近隣であっても町田市や稲城市では支給されません。東京都に居住する方が利用するものとして計画されているため、地域資源としてのバランスが崩れる可能性があるため、県外での加算適用は難しいと昨年回答をいただいています。しかしながら、障害のある方の家族の負担も大きく将来に不安があります。市独自の補助金をお願いします。

## 7. 短期入所（ショートステイ）の拡充と日中一時支援事業へのサポート

### (1) 身近な所にショートステイ〔福祉型〕の整備

ショートステイは、家族のレスパイトのみならず、グループホームや施設への入所を考えると、練習する場所としても必要です。少しずつ増えてきてはいますが、地域バランスを考えた必要量の整備が求められます。

桜の丘のショートステイには送迎があるということで、大変驚き、喜びました。交通の不便な場所にあることも多く、高齢の方で利用したいけれど、送迎ができないとあきらめている方もいます。送迎サービス充実をお願いします。

また、グループホームに併設するショートステイの整備も必要と考えます。

## (2) 日中一時支援事業へのサポート

特別支援学校卒業後に利用できるサービスとして日中一時支援があります。就労されている親御さんも多くなり必要度が増しています。また、今まで利用していなかった人も、日々の生活を充実するために利用する傾向にあります。さらなる充実をお願いします。

## 8. 各区に地域で核となる地域生活支援の拠点施設の建設（継続）

川崎市での地域生活支援拠点施設は、宮前区にはじまり川崎区、中原区、高津区は整備済、麻生区では建設が進んでおり、他都市と比べると進んでいるように見えます。

当会としては、拠点型施設の機能として、①短期入所機能（ショートステイ）10床以上・緊急時短期入所ベッド有り、②日中一時支援機能、③24時間対応の相談機能などが備わることを要望しています。

特に、緊急の事態などの相談支援（夜間と土日祝日等をカバーするもの）機能の併設を望む声は大きいものがあります。高津区のナーシングピア子母口は24時間の相談対応が書かれていますが、まだ運営されていません。市内唯一の事業ですので早急に運営されることを望みます。拠点型施設の整備目的の1つの柱である、「緊急時の迅速・確実な相談支援の実施、及び短期入所等の活用を可能とすることにより、地域における生活の安心感を担保する機能を備える」という視点からの整備、あるいは連携が、まだまだ進んでいないように思われます。これらのさらなる整備をお願いします。

また、未整備区である、幸区、多摩区、にも拠点型施設が早期に整備されるよう、よろしくをお願いします。

多摩区の生活介護事業所「なしの実」建替えの時には三田の福祉ホームの跡地と一緒にして拠点施設にとの話でした。令和10年以降、建替えとのことですが、拠点施設になるのでしょうか。

## 9. 特別支援学校卒業生在宅ゼロ施策の継続並びに通所施設や就労先などになじめず在宅で引きこもりがちな人に対する支援の強化（継続）

特別支援学校卒業時在宅ゼロにつきましては、施設整備等を進めていただいていることに感謝しています。

しかし、障害者本人の成長過程において通所している施設に通えなくなるケースがあります。一度ルールから外れると次の場所がなかなか見つからず、在宅になってしまいます。このことが長引けば長引くほど家族が疲弊します。相談支援専門員、施設職員、家族などが集まってアセスメントをし、本人にあった環境の整備をすることが大切です。

- ・施設職員の障害理解（本人の観察）など人材育成
- ・施設に合わないからと排除しないこと

## その他要望

- ・障害者の所得補償
- ・法人後見制度の推進